

代行保証規程

施行 平成31年 4月 1日

公益社団法人 日本メディカル給食協会

公益社団法人 日本メディカル給食協会

患者給食業務受託に係る代行保証に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」に基づき、病院等における患者給食業務受託に関し、当該受託者が火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合、社会的責任の重大性に鑑み、公益社団法人日本メディカル給食協会（以下「本協会」という）がその業務を代行保証することにより、受託業務の継続性を担保することを目的とする。

(代行保証の対象)

第2条 本協会は、会員の事業所と表1に掲げる施設との間に取り交された給食業務委託契約に対し、代行保証を行うものとする。

ただし、倒産・天災地変はこの限りではない

2 会員以外の者から、前項各号の施設について代行保証の申込みがあったときは、必要な調査等を行ったうえで、これを行うことができるものとする。

(代行保証の実施)

第3条 代行保証の諸手続は本協会事務局において行う。

(不当な義務付け等の禁止)

第4条 本協会が代行保証を引き受け、または実施するに際しては、代行保証に係る必要最小限の事項を条件とするほか不当な義務付け等はこれを強制しない。

(代行保証の範囲)

第5条 代行保証を行う業務は給食の提供について、委託者と受託者との間に取り交された契約内容の範囲内とする。

(代行保証の対象としないもの)

第5条の2 第2条に掲げる施設において、次の各号に該当する個別の請負業務は、代行保証の対象としない。

- (1) 職員食
- (2) 献立作成業務のみ
- (3) 食材購入のみ
- (4) 下処理・盛り付けのみ
- (5) 炊飯・調乳のみ
- (6) 配膳業務・下膳業務のみ
- (7) 食器洗浄業務のみ
- (8) 母体のないショートステイ単体
- (9) ディサービス
- (10) 通所者のみの施設
- (11) 院外調理

3 前項各号の複数の請負業務についても、代行保証の対象とはしない。

(業務代行の開始)

第6条 受託者が火災、労働争議、業務停止の事情により、受託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に、受託者は速やかにその旨を会長に報告する。

2 会長はその事実を確認し必要と認めたとき、業務代行の開始を決定する。

(業務代行者の指示)

第7条 会長は前項による決定をした場合は直ちに別表2の代行保証ネットワークに基づき正地域委員と協議のうえ業務代行者を指示する。

2 会長は2地域以上の広範囲にわたる業務代行が生じた場合は当該正地域員及び隣接地域委員と協議のうえ緊急連絡体制に基づき業務代行者を指示する。

(業務代行の実施)

第8条 業務代行中は契約内容の範囲内における業務は受託者の指示によるものとし、料金の支払については、受託者は本協会の指示により業務代行者に支払うものとする。

(代行保証の申込み)

第9条 病院等における患者給食業務について本協会の業務代行保証を受けようとする者は、契約書および「業務代行保証申請書」(様式第1号)を会長に提出するものとする。

2 会員以外の者が代行保証を受けようとするときは業務代行保証申請書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 代表者の印鑑証明
- (3) 会社経歴書
- (4) 損益計算書
- (5) 生産物保険の写し
- (6) 教育研修に関する内規又は計画
- (7) 健康管理に関する内規
- (8) 安全衛生・管理に関する内規
- (9) 納税証明書
- (10) 患者給食受託責任者の配置状況
- (11) 指導助言者の履歴書(病院のみ)

第10条 会長は前条による業務代行保証申請書を受理したときは、会員にあつては書類による審査、会員以外の者にあつては実地調査を行ったうえで厚生省健康政策局長通知(平成5年2月15日健政発第98号)に照らし適切と認めたものについて代行保証を行うものとする。

(契約書への記載)

第11条 受託者と病院等の業務委託契約書の条文中に、次の条項を記載するものとする。

第〇条 乙は火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ、

業務の代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会（丙）を指定しておくものとする。乙の申出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

（保証）

第12条 本協会は代行保証をするときは、委託契約書原本に会長印を押印することにより行う。

（受託施設名簿）

第13条 本協会は業務代行保証の諸手続きを行ったときは受託施設名簿に搭載し管理するものとする。

（保証料）

第14条 この規程により会長が代行保証の手続きを行った場合は、その都度保証料として別に定める金額を徴収する。

- 2 保証料は本協会本部会計に計上し、代行保証の事務手続に要する費用に充当するものとする。

（代行保証の有効期限）

第15条 代行保証の有効期限は、代行保証開始の日から3ヵ年とする。ただし、期間内更新することを妨げない。

（業務代行保証の更新手続）

第16条 契約更新等による業務代行保証の更新手続は「業務代行保証申請書」（様式第1号）・契約書および契約に伴う仕様書等により処理するものとする。

（代行業務の終了）

第17条 受託者の受託業務への復帰については、受託者と地域委員とで協議決定し、直ちに会長に報告するものとする。

- 2 会長は確認のうえ、代行業務の終了を委託者及び業務代行者に対して通知するものとする。

(業務代行期間中の経費)

第18条 業務代行者は、業務代行中における契約内容の範囲を超えた諸経費について本協会と協議のうえ受託者に請求し支払いを受けることができる。

(地域委員の指名)

第19条 地域委員は、地域ごとに正副2名とする。

(代行保証ネットワーク)

第20条 代行保証ネットワークは別表3に定める。

(補 則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この規程は、公益社団法人日本メディカル給食協会の設立登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、一部改正し平成31年4月1日施行する。

表1. 許可・届出の根拠法令と代行保証の対象施設の種別(代行保証規程第2条)

コード	法 律	業務代行保証対象施設の種別
1	医療法第1条の5	病院
2	医療法第1条の5、2条	診療所及び助産所
3	1 介護保険法第8条第28項	介護老人保健施設
	2 介護保険法第8条第29項	介護医療院
4	1 介護保険法第86条	指定介護老人福祉施設(指定特別養護老人ホーム)
	2 介護保険法第107条	指定介護療養型医療施設
	3 老人福祉法第20条の5	特別養護老人ホーム
5	老人福祉法第20条の4	養護老人ホーム
6	老人福祉法第20条の6	軽費老人ホーム
7	老人福祉法第29条	有料老人ホーム
8	1 児童福祉法第37条	乳児院
	2 児童福祉法第41条	児童養護施設
	3 児童福祉法第42条	障害児入所施設
9	身体障害者福祉法第31条	身体障害者福祉センター
10	障害者自立支援法第38条	指定障害者支援施設
11	1 生活保護法第38条の2	救護施設
	2 生活保護法第38条の3	更生施設
	3 生活保護法第38条の4	医療保護施設
12	高齢者の居住の安定確保に関する法律	サービス付き高齢者向け住宅
13	高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱	生活支援ハウス

業務代行保証申請書

公益社団法人日本メディカル給食協会会長 殿

下記施設における患者給食業務について業務代行保証を申請致します。

〒 _____

住所 _____

会社名 _____

代表者名 _____

印

担当者・部署
役職名・氏名 _____

担当者 TEL _____

FAX _____

保証先： この申請書は一厨房につき一枚記入してください。契約書の通り正確に記入してください。

甲の名称	
------	--

対象施設		複合施設で代行保証を希望するものは種別ごとにすべて記入してください。 ショートステイは母体の下の行に“母体名+ショートステイ”で記入してください。対象外は記入しないでください。					
新 更 新 更 新 更 新 更	前回の 整理番号	枝 番	施設名	施設の住所	種別コード ・裏面参照	ベッド数	
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
契約開始年月日： (契約書の契約開始年月日を記入し、自動更新の場合は3年ごとの年月日を必ず記入してください。)			年 月 日 (代行保証期間はここから3年間です)				

※種別コードは裏面を参照して枝番号までご記入下さい。

※照会時に備え必ず写しをとって保管して下さい。

※更新でベッド数に変更のある場合は、受託施設異動報告書にて訂正してください。(会員のみ)

[裏面 (御社控)]

申請時、以下の項目内容をご確認ください。		
1	業務代行保証条文が最新の代行保証規程（平成31年4月1日）である。	<input type="checkbox"/>
2	受託施設の種別・名称・住所が明記されている。	<input type="checkbox"/>
3	冒頭部分の契約の相手(甲)と押印欄の甲押印名称が一致している。	<input type="checkbox"/>
4	委託側・受託側両者の業務内容が明確であり、受託側が全て調理・盛付業務を行い、3食提供していることの明示がある（業務分担表、給食時間・給食単価の表記等）。	<input type="checkbox"/>
5	請負契約に基づく業務委託契約書である。	<input type="checkbox"/>
6	病院が自ら実施すべき業務を、受託業者が行っていない。	<input type="checkbox"/>
7	委託側施設、受託業者、当協会の3者間の契約書である。	<input type="checkbox"/>
8	契約開始年月日が明記されている。	<input type="checkbox"/>
9	委託料が明記されている。	<input type="checkbox"/>
10	契約書に定めのない重要事項についての協議等、紛争解決の条文がある。	<input type="checkbox"/>
11	契約書の作成通数と所持者を正しく記載し、印紙税法に基づき必要であれば協会分の契約書にも収入印紙が貼られている。	<input type="checkbox"/>
12	申請契約書が協会分コピー含め3通ある。	<input type="checkbox"/>
13	返信用の封筒を同封している。	<input type="checkbox"/>

種別コード一覧

コード	法律	業務代行保証対象種別
01	[医療法第1条の5]	病院
02	[医療法第1条の5、2条]	診療所及び助産所
03	1 [介護保険法第8条第28項]	介護老人保健施設
	2 [介護保険法第8条第29項]	介護医療院
04	1 [介護保険法第86条]	指定介護老人福祉施設（指定特別養護老人ホーム）
	2 [介護保険法第107条]	指定介護療養型医療施設
	3 [老人福祉法第20条の5]	特別養護老人ホーム
05	[老人福祉法第20条の4]	養護老人ホーム
06	[老人福祉法第20条の6]	軽費老人ホーム
07	[老人福祉法第29条]	有料老人ホーム
08	1 [児童福祉法第37条]	乳児院
	2 [児童福祉法第41条]	児童養護施設
	3 [児童福祉法第42条]	障害児入所施設
09	[身体障害者福祉法第31条]	身体障害者福祉センター
10	[障害者自立支援法第38条]	指定障害者支援施設
11	1 [生活保護法第38条の2]	救護施設
	2 [生活保護法第38条の3]	更生施設
	3 [生活保護法第38条の4]	医療保護施設
12	[高齢者の居住の安定確保に関する法律]	サービス付き高齢者向け住宅
13	高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱	生活支援ハウス

代行保証対象施設とは、上記の入院・入所又は母体を代行保証しているショートステイで、かつ3食提供している施設をいいます。以下に該当する施設は対象としません。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------|
| 1. 職員食 | 2. 献立作成業務のみ | 3. 食材購入のみ |
| 4. 下処理・盛り付けのみ | 5. 炊飯・調乳のみ | 6. 配膳業務・下膳業務のみ |
| 7. 食器洗浄業務のみ | 8. 母体のないショートステイ単体 | 9. デイサービス |
| 10. 通所者のみの施設 | 11. 院外調理 | |

(2019.11.1 改定 会員)